

栃 木 県

出荷制限指示後の管理の考え方
－野生きのこ－

野生きのこの出荷管理等については、関係市町と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合は、速やかに是正措置を講じる。

なお、日光市、鹿沼市、大田原市、那須塩原市においては、市町村合併により区域が広大で販売拠点も多数存在することから、より厳格な安全管理を行うため、旧市町村単位で出荷管理等を適正に実施することとし、巡回指導を特に強化する。

1 制限区域からの出荷防止対策

(1) 採取者対策

県は、野生きのこの出荷制限が指示された、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、益子町、塩谷町、那須町及び那珂川町の協力を得て、当該市町における採取者に対し、出荷制限区域内における一切の出荷を行わないよう周知するとともに、巡回指導を行う。

(2) 流通対策

地元 JA や直売所、卸売り市場等に対し、出荷制限区域内の野生きのこを扱わないこと、産地を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの流通拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にネット上による通販の監視を行い、出荷制限区域内の野生きのこが販売されていないことを確認する。

2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限区域以外から産出される野生きのこについては、地元 JA や直売所、卸売り市場等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

また、当該野生きのこに産地の市町名（旧市町村単位で出荷管理する場合は旧市町村名）を表示するよう出荷者及び直売所等に周知徹底する。

これら取組が確実に行われるよう、これらの流通拠点の巡回指導を行う。